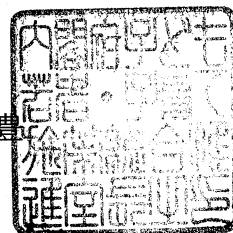




平成26年2月28日

「児童ポルノ排除対策推進協議会」
構成団体 御中

内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室長
岩 渕 豊



青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備のための保護者
に対する重点的な啓発活動（春のあんしんネット・新学期一斉行動）について（依
頼）

厳寒の候、ますます御清栄のことお喜び申し上げます。

また、平素より、児童ポルノ排除のための対策を始め、青少年の非行・被害防止に格別
の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、政府においては、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の
整備等に関する法律」（平成20年法律第79号）に基づき、「青少年が安全に安心してイン
ターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第二次）」（平成24
年7月6日子ども・若者育成支援推進本部決定）を決定し、学校、社会及び家庭における
教育・啓発を推進するなど、青少年を取り巻くインターネット環境の整備をめぐる新たな
課題に、地方公共団体及び民間企業等と連携して取り組んでおります。

これまでの官民の積極的な活動により、インターネット上に氾濫する児童ポルノ等の違
法有害情報の閲覧を制限するフィルタリングの普及等について、青少年の非行・被害防止
の観点から一定の成果を上げております。

しかしながら、近年、無線LAN回線やアプリケーション（以下「アプリ」という。）
の利用が可能なスマートフォンのほか、インターネット接続機能を備えた携帯ゲーム機や
携帯音楽プレーヤーを始めとする新たなインターネット接続機器が急速に普及する一方で、
無料通話アプリやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、オンラインゲーム
等のいわゆるソーシャルメディア等の利用が青少年に広がるなど、青少年のインターネッ
トの利用態様も大きく変化しています。

このため、青少年のインターネット利用を適切に把握・管理する立場にある保護者の役
割は極めて大きなものがありますが、青少年のアプリ利用を含め、保護者が青少年のイン

ターネット利用の実態を十分に把握できていないことや、新たなインターネット接続機器におけるペアレンタルコントロールやフィルタリング等の仕組みを十分に認識できていないことが懸念されるところです。

こうした中、スマートフォン等の購入・機種変更等が多く行われる春の卒業・進学・新入学の時期を迎えます。このような状況を踏まえ、内閣府においては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備のため、保護者に対する重点的な啓発活動を行うこととし、1月に、別添1のとおり、保護者向け普及啓発リーフレットを最新の内容に改訂し、内閣府ホームページ(<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/index.html>)に掲載したほか、別添2のとおり、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備のための保護者に対する重点的な啓発活動（春のあんしんネット・新学期一斉行動）について（依頼）」として、都道府県・指定都市に対し、この節目の時期を捉えて、集中的に、保護者に対するその責務等の意識喚起とペアレンタルコントロールやフィルタリング等の普及促進に重点を指向して、スマートフォンを始めとした新たな機器等に配慮した啓発活動への取組につき、協力をお願いしたところです。

また、内閣府、総務省、経済産業省、内閣官房IT総合戦略室、警察庁、消費者庁、法務省及び文部科学省では、別添2のとおり、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、この節目の時期を捉えて、スマートフォンやソーシャルメディア等の安心・安全な利用のための啓発活動等の取組を集中的に展開することとし、関係者に協力を求めることとしております。

つきましては、貴団体におかれましても、趣旨に御賛同いただき、各地域の関係団体等に対して、各種会合や機関紙、メール配信等により、本取組について周知するとともに、本取組についてできる限り幅広い御協力をいただきますよう御理解の程よろしくお願いいたします。

(担当)

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付

青少年環境整備担当参事官補佐 菅井、主査 丹羽

TEL03-3581-0439(直通)

FAX03-3581-0992

E-mail: takahiko.niwa@cao.go.jp